

事務連絡
令和3年7月30日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和3年度厚生労働省委託事業「在宅医療関連講師人材養成事業（小児在宅医療分野）」「小児在宅医療に関する人材養成講習会」の実施について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、地域における在宅医療に関する人材育成事業を支えることができる高度人材（小児在宅医療分野）を養成するため、令和3年度厚生労働省委託事業「在宅医療関連講師人材養成事業（小児在宅医療分野）」（以下「本事業」という。）の一環として、医師と行政担当者を対象とした講習会「小児在宅医療に関する人材養成講習会」（以下「講習会」という。）を実施することとしております。

今般、本事業の受託者である国立研究開発法人 国立成育医療研究センターより、別添のとおり各都道府県衛生主幹部（局）宛てに講習会の案内が通知されており、当課からも別添のとおり都道府県宛て通知しておりますので、貴協会におかれましては、本件について各都道府県支部を通じて会員に周知いただき、地域の小児在宅医療に係る人材養成の取組に御協力をお願いいたします。

事務連絡
令和3年7月30日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和3年度厚生労働省委託事業「在宅医療関連講師人材養成事業（小児在宅医療分野）」「小児在宅医療に関する人材養成講習会」の実施について（協力依頼）

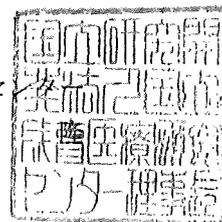
平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、地域における在宅医療に関する人材育成事業を支えることができる高度人材（小児在宅医療分野）を養成するため、令和3年度厚生労働省委託事業「在宅医療関連講師人材養成事業（小児在宅医療分野）」（以下「本事業」という。）の一環として、医師と行政担当者を対象とした講習会「小児在宅医療に関する人材養成講習会」（以下「講習会」という。）を実施することとしております。

今般、本事業の受託者である国立研究開発法人 国立成育医療研究センターより、別添のとおり貴職宛てに講習会の案内が通知されていますので、受講者の推薦の御協力をお願いいたします。

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
理事長 五十嵐



令和3年度厚生労働省委託事業「在宅医療関連講師人材養成事業（小児在宅医療分野）」
「小児在宅医療に関する人材養成講習会」の実施について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、地域における在宅医療に関する人材育成事業を支えることができる高度人材（小児在宅医療分野）を養成するため、令和3年度厚生労働省委託事業「在宅医療関連講師人材養成事業（小児在宅医療分野）」を実施しております。

今般、国立研究開発法人 国立成育医療研究センターが当該事業を受託し、当センター主催（後援：日本医師会）で、別紙のとおり、医師と行政担当者を対象とした講習会「小児在宅医療に関する人材養成講習会」を開催することとなりました。

つきましては、各都道府県におかれましては、本講習会の趣旨を御理解の上、下記のとおり研修受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

なお、医師の推薦に当たっては、地域の関係団体（都道府県医師会、日本小児科学会地方会、都道府県小児科医会）と十分に協議して御選出いただけますようお願いいたします。

また、本講習会の目的を達成するためには行政の協力が不可欠であり、貴所属の行政担当者の参加についても、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 開催要項

名称：小児在宅医療に関する人材養成講習会

日時：令和3年10月1日（金）～31日（日）

オンデマンド配信による講義（登録された参加者のみ受講可能）

令和3年10月22日（金）14：00～17：00

日本医師会館と各都道府県医師会館を繋いだグループワーク

2. 受講者の推薦について

①受講する医師の要件

小児在宅医療における地域での人材育成に関する研修の講師等として、行政と協力し、実践できる医師を各都道府県から推薦してください。

- ・在宅診療医で小児在宅医療を実践している医師
- ・小児科開業医で小児在宅医療を実践している医師
- ・病院において小児在宅医療に関する活動をしている医師
- ・療育施設において小児在宅医療に関する活動をしている医師
- ・小児在宅医療をはじめようとしている在宅診療医や小児科開業医
- ・小児患児の在宅医療への移行や支援をこれからの課題としている病院勤務医 等

②行政担当者の参加

小児在宅医療の行政担当者の積極的な参加をお願い致します。医療担当部局や障害福祉担当部局、および防災担当部局、教育委員会等から、行政担当者を2～3名以上、医師の推薦の登録と合わせて御登録をお願いします。

③人数

参加人数は、医師、行政担当者合わせて、各都道府県から計4～10名としてください。

参加者の中から1名に、以下のアドバンス研修を受講していただきます。講習後、自分の自治体にて研修を主催する意気込みのある方を、事務局から推薦させて頂く事もあります。

※ グループワークの前に47都道府県から最低一人、代表者に集まっていただき、特別講義を行います。各地域の核になる医師に来ていただいて全体とは別に研修を受けていただくことで、地域で核になる方を重点的に育てるのが目的です。好事例・先進事例（研修受講者が地域で活動している事例）があれば、その場で発表していただきます。グループワークの際は、アドバンス研修受講者がファシリテーターとなって各地域でのグループワークを運営します。日程が決まりましたら、ご連絡させていただきます（web講義の可能性あります）。

④登録方法

必要事項をご記入のうえ、登録先までご登録ください。

必要事項：参加者の所属先の郵便番号、住所、所属名、氏名、連絡先、メールアドレス

※ テキストを受講者の所属先にお送りいたしますので、もれなくご記入下さい。

※ メールアドレスは、実際にweb学習に使うものをお書き下さい。

登録先：zaitaku-shien@ncchd.go.jp（国立研究開発法人国立成育医療研究センター）

⑤登録期限

令和3年8月31日（火）まで

令和3年度厚生労働省委託事業
在宅医療関連講師人材養成事業（小児在宅医療分野）
「小児在宅医療に関する人材養成講習会」（後援：日本医師会）
開催要項

1. 日時・場所

令和3年10月1日（金）～31日（日）

オンデマンド配信による講義（登録された参加者のみ受講可能）

令和3年10月22日（金）14:00～17:00

日本医師会館と各都道府県医師会館を繋いだグループワーク

2. 目的

当該講習会は、平成27年度から継続しており、7年目の本年度の講習会でも、地域で人材育成事業を支えることができる高度人材（小児在宅医療分野）を養成するための講習会を行います。オンデマンドでは基礎的な課題を個人学習していただき、グループワークでは、新型コロナウイルス禍における小児在宅医療を一つの切り口とし、各地域の小児在宅医療の現状を把握し、在宅医療を受けている小児患者をどう支えればいいのかを行政担当者と共に学ぶこととします。それによって、各地域に合わせた、より効果的な人材育成プログラムを受講生が企画できるようになることが目的です。

3. 受講者の要件

小児在宅医療に関する地域の人材育成について、行政と協力し、取り組める医師であって、都道府県の推薦を受けた者とします。

※ 今年度初めて本講習会に参加する場合は、昨年度の講習会資料等を事前に確認した上でご参加ください。

昨年度の講習会資料は厚生労働省ホームページに掲載しています。
「令和元年度小児在宅医療関連講師人材養成事業」を参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html>

※ グループワークでの内容等について、講習終了後に主催者が作成する報告書等への掲載をさせて頂く場合がありますので、ご了承下さい。

4. 講習会プログラム

別添のとおりとします。

5. 受講費用

受講費用は無料ですが、グループワークの際の各都道府県の医師会館までの移動にかかる交通費は、各自で手配をお願いします。

6. 本講習会に関するお問い合わせ先

国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター 在宅医療支援室

zaitaku-shien@ncchd.go.jp